

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(聖籠町情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 聖籠町情報公開条例施行規則(平成10年聖籠町規則第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「不服申立て件数」を「審査請求件数」に改める。

別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第7号中

「

注1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

」

「

注1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

(聖籠町個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 聖籠町個人情報保護条例施行規則(平成16年聖籠町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第8号中

「

付記1 この通知書は、該当する事項の□にレ印を付けています。

2 開示を受ける方は、この通知書を持参してください。

3 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

4 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

」

「

付記1 この通知書は、該当する事項の□にレ印を付けています。

2 開示を受ける方は、この通知書を持参してください。

3 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

4 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

(聖籠町職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第3条 聖籠町職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成7年聖籠町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(聖籠町職員の給料等に関する規則の一部改正)

第4条 聖籠町職員の給料等に関する規則(昭和50年聖籠町規則第4号)の

一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(聖籠町税条例施行規則の一部改正)

第5条 聖籠町税条例施行規則(昭和49年聖籠町規則第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表中

「

行政不服審査法第4条及び同法第7条	異議申立書 第50号様式
行政不服審査法第47条	決定書 第51号様式

を

「

行政不服審査法第2条及び第3条	審査請求書 第50号様式
行政不服審査法第45条	裁決書 第51号様式

に

改める。

第8号様式から第11号様式まで、第13号様式、第16号様式及び第20号様式中

「

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著し

- い損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

第23号様式中

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

第26号様式、第29号様式、第32号様式、第33号様式、第35号様式、第38号様式 その1、第39号様式、第40号様式及び第47号様式中

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に

改める。

第50号様式及び第51号様式を次のように改める。

第50号様式

※ 処理 事項	発 信 年 月 日							
	郵 便 官 署 消 印	確 認 印						
	年 月 日							
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 聖籠町長 殿	審査請求人	住所又は 居 所 氏 名 (名 称)	㊟					
	審査請求人が法人、法人でない社団若しくは財団、総代、代理人である場合							
	これらの代 表者、管理 人総代又は 代理人の	区 分	1 代表者 2 管理人 3 総代 4 代理人(該当するものの番号を○で囲むこと)					
		住 所						
		氏 名	㊟					
審 査 請 求 書 行政不服審査法第2条の規定により審査請求をします。								
審査請求に係る処分の 概要	年度	期別	税目	課 税 標 準 額	税額			
処分のあったことを知 った年月日	年 月 日							
審査請求の趣旨及び理 由								
審査請求ができること の教示の有無及びその 内容	教示の有無	有	無	該当するものを○で囲むこと。 (下の欄も同様)				
	教示の有無	審査請求が できる旨	町長にで きる旨	3 箇月	} 以内にでき る旨			
		有	有	その他 の期日				
無	無	なし						

注 ※印欄には記入しないで下さい。

第 号

裁 決 書

審査請求人

住(居)所

氏 名

(名 称)

参 加 人

住 所

氏 名

年 月 日付けの審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

理 由

年 月 日

聖籠町長

氏 名



第52号様式から第54号様式までの規定中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に

改める。

第55号様式中

「

上記の金額をこの督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押を受けることとなります。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立にかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

上記の金額をこの督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押を受けることとなります。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

第56号様式の3、第56号様式の5及び第58号様式中

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に

を

異議申立てをすることができます。

- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

第61号様式 その1中

「

- 3 異議申立ては

納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 審査請求は

納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第6 1号様式 その2及び第6 1号様式の2 その2中

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第4 1条及び第3 2 1条の4（第3 2 1条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起す

ることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

「

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第61号様式の2 その3中

「

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項の規定によって平成 年度給与所得等に係る町民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされてい

ますが、①異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

「 地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項の規定によって平成 年度給与所得等に係る町民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。に

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第61号様式の3 その2中

「 あなたの町民税・県民税額を表記のとおり変更（決定）したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、を
①異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

この通知にかかる変更の理由（変更の理由は*の表示がしてあ

ります。)

あなたの町民税・県民税額を表記のとおり変更（決定）したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

この通知にかかる変更の理由（変更の理由は*の表示がしてあります。）

改める。

第61号様式の4 その4中

注 1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

第64号様式 その1及び第64号様式 その3中

「

2 不服の申立て

- (1) この通知書の記載事項に不服（価格についての不服を除く）がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提訴できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て等に対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立て等があった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) 価格についての不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

また、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その決定の取消しの訴えを提起できますが、価格

に関する不服については、地方税法第 434 条第 2 項の規定により、審査の申出及び審査決定の取消しの訴えによってのみ争うことができることとされています。

2 不服の申立て

- (1) この通知書の記載事項に不服（価格についての不服を除く）がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提訴できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求等に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求等があった日から 3 ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) 価格についての不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に聖籠町固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

また、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その決定の取消しの訴えを提起できますが、価格に関する不服については、地方税法第 434 条第 2 項の規定により、審査の申出及び審査決定の取消しの訴えによってのみ争うことができることとされています。

改める。

第 7 2 号様式 その 1 及び第 7 2 号様式 その 2 中

3 異議の申立て

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この税額の決定処分取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされてい

ますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 審査請求

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第82号様式中

1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を

受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

（聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部改正）

第6条 聖籠町国民健康保険税条例施行規則（昭和56年聖籠町規則第7号）

の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

（1）異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

（3）その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第4号 その1中

「

4 異議申立・税額修正申立

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、当該年度分の国民健康保険税額が、前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないことと認められる場合においては、法第706条の3第1項並びに条例第10条の2の規定によって、この納税通知書を受け取った日から30日以内に町長に対して国民健康保険税額の修正の申出をすること

「

4 審査請求・税額修正申立

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、当該年度分の国民健康保険税額が、前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないことと認められる場合においては、法第706条の3第1項並びに条例第10条の2の規定によって、この納税通知書を受け取った日から30日以内に町長に対して国民健康保険税額の修正の申出をすること

改める。

別記様式第4号 その2中

「

3 不服申立て

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

「

3 不服申立て

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第4号 その3中

「

4 異議申立・税額修正申立

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

「

4 審査請求・税額修正申立

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

できます。この税額の決定処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第4号 その4中

「

3 不服申立て

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この税額の決定処分取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

「

3 不服申立て

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁

決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第6号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

に

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

(聖籠町児童福祉法施行細則の一部改正)

第7条 聖籠町児童福祉法施行細則(平成19年聖籠町規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第5号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分について取消しの訴えを提起することができます。

を

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分について取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

別記様式第8号中

「

不服申し立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合に

を

は、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べる
ことができます。

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁
決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町
を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長
となります。）、提起することができます。なお、処分の取消
しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後（次の（1）
から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ
提起することができないこととされています。

（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がない
とき。

（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著し
い損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服申し立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取
った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対し審
査請求をすることができます。

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁
決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町
を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長
となります。）、提起することができます。なお、処分の取消
しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後（次の（1）
から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ
提起することができないこととされています。

（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がない
とき。

（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著し
い損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第10号、別記様式第13号及び別記様式第15号中

「

不服申し立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取
った日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対し審
査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合に

は、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べる
ことができます。

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁
決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町
を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長
となります。）、提起することができます。なお、処分の取消
しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後（次の（1）
から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ
提起することができないこととされています。

（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がない
とき。

（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい
損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取
った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対し審
査請求をすることができます。

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁
決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町
を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長
となります。）、提起することができます。なお、処分の取消
しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後（次の（1）
から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ
提起することができないこととされています。

（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がない
とき。

（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい
損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第16号中

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったこと
を知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県知事
に審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、新潟県知事に審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第17号及び別記様式第21号中

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした

場合には、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第24号及び別記様式第25号中

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取

った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対し異議申立てをすることができます。なお、異議申立てをした場合には、聖籠町長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改める。

別記様式第27号中

「

不服申立て及び取消訴訟

【高額障害児通所給付費の場合】

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「

不服申立て及び取消訴訟

【高額障害児通所給付費の場合】

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

に

- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

(聖籠町児童クラブ条例施行規則の一部改正)

第8条 聖籠町児童クラブ条例施行規則（平成15年聖籠町規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中

「

6 異議申立て及び取消しの訴え

- (1) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- (2) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

「

6 審査請求及び取消しの訴え

- (1) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- (2) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

別記様式第6号中

「

3 異議申立て及び取消しの訴え

- (1) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

を

- (2) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

3 審査請求及び取消しの訴え

- (1) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- (2) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

（聖籠町健やか子育て支援条例施行規則の一部改正）

第9条 聖籠町健やか子育て支援条例施行規則（平成8年聖籠町規則第6号）

の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求を

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

（聖籠町児童手当事務取扱規則の一部改正）

第10条 聖籠町児童手当事務取扱規則（平成24年聖籠町規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第7号及び様式第9号中

「

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます。

を

「

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます。

に

改める。

様式第10号中

「

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます。

を

「
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます。」

改める。

様式第11号から様式第13号まで及び様式第16号から様式第19号までの規定中

「
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます。」

「
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます。」

改める。

（聖籠町子ども手当事務処理規則の一部改正）

第11条 聖籠町子ども手当事務処理規則（平成23年聖籠町規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第7号、様式第9号から様式第13号まで及び様式第16号から様式第19号までの規定中

「

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

「
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求に対する裁決を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。」

改める。

様式第24号中

「
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。」

「
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に**聖籠町長**に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求に対する裁決を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。」

改める。

（聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則の一部改正）

第12条 聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則（平成25年聖籠町規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中

「

【教示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（聖籠町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、異議申立てを行った場合には、処分の取り消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

」

「

【教示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に聖籠町長に対して審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（聖籠町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、審査請求を行った場合には、処分の取り消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

」

改める。

（聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正）

第13条 聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成30年聖籠町規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

「

付記

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長と

なります。) 提訴することができます。

「
付記

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提訴することができます。

改める。

別記様式第7号中

「
付記

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提訴することができます。

「
付記

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提訴することができます。

改める。

(聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則(昭和58年聖籠町規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町長を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町長を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

(聖籠町後期高齢者医療に関する規則の一部改正)

第15条 聖籠町後期高齢者医療に関する規則(平成20年聖籠町規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

- 5 不服申し立て及び取消訴訟
- (1) この通知書に記載された事項に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請

を

求をすることができます。

- (2) この処分の取り消しの訴えは、前期の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（代表者は、聖籠町長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③そのほか裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでもこの処分の取り消しの訴えを提起できます。

」

「

5 不服申し立て及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

- (2) この処分の取り消しの訴えは、前期の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（代表者は、聖籠町長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③そのほか裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでもこの処分の取り消しの訴えを提起できます。

に

」

改める。

（聖籠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第16条 聖籠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成19年聖籠町規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

不服申し立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるこ

を

とができます。

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第4号、別記様式第6号から別記様式第8号まで、別記様式第12号及び別記様式第14号中

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県知事に審査請求することができます。

を

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、新潟県知事に審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第18号及び別記様式第18号の2中

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対し異議申立てをすることができます。なお、異議申立てをした場合

には、聖籠町長に申し立てれば、口頭により意見を述べる
ことができます。

- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受け
た日の翌日から起算して6か月以内に限り、聖籠町を被告と
して（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となりま
す。）提起することができます（なお、この処分の通知を受け
た日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の
日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの
訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分
の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立
てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申
立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か
月以内であれば、提起することができます（なお、その異議
申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6
か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌
日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを
提起することができなくなります）。

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取
った日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町長に対し審査
請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受け
た日の翌日から起算して6か月以内に限り、聖籠町を被告と
して（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となりま
す。）提起することができます（なお、この処分の通知を受け
た日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の
日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの
訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分
の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求
をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求
に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以
内であれば、提起することができます（なお、その審査請求
に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以
内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起
算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起する
ことができなくなります）。

改める。

別記様式第20号中

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県知事に審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)として、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、新潟県知事に審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)として、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に

改める。

別記様式第22号、別記様式第24号及び別記様式第27号中

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県知事に審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、聖籠町長に審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に

改める。

別記様式第31号中

「

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月に限り、聖籠町長を被告として(訴訟において聖籠町を代表するものは聖籠町長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

を

また、この処分お通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にはこの処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。(なお、その異議申立てに対する決定の通達を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

「

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月に限り、聖籠町長を被告として(訴訟において聖籠町を代表するものは聖籠町長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

に

また、この処分お通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にはこの処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。(なお、その審査請求に対する判決の通達を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

改める。

(聖籠町身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第17条 聖籠町身体障害者福祉法施行細則(平成19年聖籠町規則第33号)

の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分について取消しの訴えを提起することができます。

を

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分について取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

(聖籠町知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第18条 聖籠町知的障害者福祉法施行細則(平成19年聖籠町規則第34号)

の一部を次のように改正する。

別記様式第7号及び別記様式第11号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、

を

聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分について取消しの訴えを提起することができます。

- 「
- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分について取消しの訴えを提起することができます。
- 」

改める。

（聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正）

第19条 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和62年聖籠町規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号及び別記様式第9号中

- 「
- 注1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- 」

- 「
- 注1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告
- 」

(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

(聖籠町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 聖籠町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成12年聖籠町規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式中

「

- ※ 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

「

- ※ 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

(聖籠町環境美化推進条例施行規則の一部改正)

第21条 聖籠町環境美化推進条例施行規則(平成12年聖籠町規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

- 「
- ※ 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- を

- 「
- ※ 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- に

改める。

（聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正）

第22条 聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年聖籠町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7号様式中

「

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます（なお、この決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起

を

算して6月以内に提起しなければなりません。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます（なお、この決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

改める。

第11号様式中

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます（なお、この決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます（なお、この決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、

審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

改める。

(聖籠町介護保険法施行細則の一部改正)

第23条 聖籠町介護保険法施行細則(平成17年聖籠町規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第11号から別記様式第14号までの規定中

「

不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第15号、別記様式第17号及び別記様式第22号中

「

不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に

改める。

別記様式第24号中

「

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

連絡先 住所

電話番号

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は町長になります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

を

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行のより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

連絡先 住所
電話番号

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は町長になります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行のより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に

改める。

別記様式第24号の2中

「

備考

- 1 この通知書に記載された事項について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

所在地 電話番号

- 2 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に聖籠町を被告（訴訟においては聖籠町長が被告の代表となります。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この通知書に記載された事項について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

所在地

電話番号

- 2 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告(訴訟においては聖籠町長が被告の代表となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第28号中及び別記様式第29号中

「

不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての

審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第35号中

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 新潟県介護保険審査会

住所

電話番号

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提訴することができないこととされています。

（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 新潟県介護保険審査会

住所

電話番号

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提訴することができないこととされています。

（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第35号の3中

「

不服の申立て及び取消訴訟

1 この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 新潟県介護保険審査会

住所

電話番号

2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提訴することができないこととされています。

（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「

不服の申立て及び取消訴訟

1 この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 新潟県介護保険審査会

住所

電話番号

2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提訴することができないこととされています。

（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著

に

- しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第35号の7中

「

備考

- 1 この通知書に記載された事項について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

所在地

電話番号

- 2 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この通知書に記載された事項について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

所在地

電話番号

- 2 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処

に

分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第37号中

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

連絡先 住所
電話番号

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は町長になります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行のより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

連絡先 住所
電話番号

- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は町長になります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）

から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行のより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第40号中

「

不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の判決を経た後に、審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の判決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

（聖籠町介護保険条例施行規則の一部改正）

第24条 聖籠町介護保険条例施行規則（平成13年聖籠町規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第5号までの規定中

「

7 不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書に記載された事項についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの通知書に記載された事項についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この通知書に記載された事項についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 通知書に記載された事項の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

○不服の申立て先 新潟県介護保険審査会（県庁高齢福祉保健課内）

〒950—8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話（025）285—5511

7 不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書に記載された事項についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの通知書に記載された事項についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この通知書に記載された事項についての取消しの訴えを提起す

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 通知書に記載された事項の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○不服の申立て先 新潟県介護保険審査会（県庁高齢福祉保健課内）

〒950—8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話（025）285—5511

改める。

別記様式第7号中

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされています

が、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

「

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第9号、別記様式第10号、別記様式第12号及び別記様式第14号中

「

・不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

・処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過し

ても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

・不服の申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

連絡先 住所 新潟市新光町4番地1 新潟県介護保険審査会

電話番号 025—285—5511

・処分の取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

（聖籠町事業の用に供する開発行為等に関する手続条例施行規則の一部改正）

第25条 聖籠町事業の用に供する開発行為等に関する手続条例施行規則（平成18年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号中

「

※ この処分に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申し立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日か

ら起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

「 ※ この処分に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

改める。

（聖籠町海のにぎわい館条例施行規則の一部改正）

第26条 聖籠町海のにぎわい館条例施行規則（平成23年聖籠町規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号（裏面）中

「 12 施設を利用する権利に関する処分への教示

① この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に新潟県知事に対して再審査請求することができます。

② この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求又は再審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求又は再審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6箇月以内に、指定管理者を被告として（指定管理者を代表する者は、 となります。）、提起することができます。

「 1.2 施設を利用する権利に関する処分への教示

① この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、聖籠町長に対して審

査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に新潟県知事に対して再審査請求することができます。

- ② この処分取消しを求める訴えは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求又は再審査請求をした場合は、この処分取消しの訴えは、その審査請求又は再審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6箇月以内に、指定管理者を被告として（指定管理者を代表する者は、　　となります。）、提起することができます。

改める。

別記様式第7号中

- 注 1 この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に新潟県知事に対して再審査請求することができます。
- 2 この決定取消しを求める訴えは、この決定通知を受けた月の翌日から起算して（審査請求又は再審査請求をした場合は、この決定取消しの訴えは、その審査請求又は再審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6箇月以内に、指定管理者を被告として（指定管理者を代表する者は、　　となります。）、提起することができます。

- 注 1 この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に新潟県知事に対して再審査請求することができます。
- 2 この決定取消しを求める訴えは、この決定通知を受けた月の翌日から起算して（審査請求又は再審査請求をした場合は、この決定取消しの訴えは、その審査請求又は再審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6箇月以内に、指定管理者を被告として（指定管理者を代表する者は、　　となります。）、提起することができます。

改める。

(聖籠町特別用途地区建築条例施行規則の一部改正)

第27条 聖籠町特別用途地区建築条例施行規則(平成22年聖籠町規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

「

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 上記1の異議申立てをしない場合でも、この処分があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、聖籠町を被告として(訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。)、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

「

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 上記1の審査請求をしない場合でも、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、聖籠町を被告として(訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。)、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の聖籠町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の聖籠町個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の聖籠町税条例施行規則、第6条の規定による改正前の聖籠町国民健康保険税条例施行規則、第7条の規定による改正前の聖籠町児童福祉法施行細則、第8条の規定による改正前の聖籠町児童クラブ条例施行規則、第9条の規定による改正前の聖籠町健やか子育て支援条例施行規則、第10条の規定による改正前の聖籠町児童手当事務取扱規則、第11条の規定による改正前の聖籠町子ども手当事務処理規則、第12条の規定による改正前の聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則、第13条の規定による改正前の聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の聖籠町後期高齢者医療に関する規則、第16条の規定による改正前の聖籠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第17条の規定による改正前の聖籠町身体障害者福祉法施行細則、第18条の規定による改正前の聖籠町知的障害者福祉法施行細則、第19条の規定による改正前の聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則、第20条の規定による改正前の聖籠町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の聖籠町環境美化推進条例施行規則、第22条の規定による改正前の聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則、第23条の規定による改正前の聖籠町介護保険法施行細則、第24条の規定による改正前の聖籠町介護保険条例施

行規則、第 25 条の規定による改正前の聖籠町事業の用に供する開発行為等に関する手続条例施行規則、第 26 条の規定による改正前の聖籠町海のにぎわい館条例施行規則及び第 27 条の規定による改正前の聖籠町特別用途地区建築条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。